

岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅ねたきり老人及び身体障害者（以下「ねたきり老人等」という。）が日常生活における外出を容易に行うためにリフトタクシーを利用する場合の料金の一部を助成することによりねたきり老人等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は岩倉市とする。

(対象者)

第3条 この要綱により助成の対象となる者は、本市に居住している次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当支給条例施行規則（平成12年岩倉市規則第11号）第2条に規定する常時ねたきりの状態にある在宅（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」への入院のものを含む。）の者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条の規定による要介護状態である者で、要介護状態区分が4又は5と認定された在宅（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院等への入院のものを含む。）の者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の体幹又は下肢障害1級に該当する在宅（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院等への入院のものを含む。）の者

(申請)

第4条 この要綱により助成を受けようとする者は、岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成利用券交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、申請者に対し、岩倉市高齢者等リフトタ

クシー料金助成利用券（以下「利用券」という。）を交付する。また、該当しない場合は岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成利用却下通知書（様式第2）により申請者に通知する。

2 利用券の交付は、月1枚とし、申請の日の属する月から当該年度分を一括交付する。

（助成の額）

第6条 利用券により助成する額は、乗車料金の半額とし利用1回につき5,000円を限度とする。

（利用できるタクシー）

第7条 利用券を利用することができるのは、市長が別に定める契約書により契約を締結した業者のタクシーとする。

（利用方法）

第8条 利用券の交付を受けた者（以下「利用券交付者」という。）が当該利用券を利用してリフトタクシーに乗車するときは、1乗車につき1枚の利用券を乗務員に提出するものとする。

2 前項の場合において、リフトタクシー乗車料金が助成の限度額を上回る場合、その差額は利用者の負担とする。

（再交付の制限）

第9条 利用券は、紛失又は汚損しても再交付しないものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 利用券は、譲渡する等他人に使用させることはできない。

（利用券の返還）

第11条 市長は、利用券交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用券の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 利用券を他人に使用させたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたと認められたとき。

（台帳の整備）

第12条 市長は、岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成利用券交付台帳（様式第3）を作成し、交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成利用券交付申請書

第 号
年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住 所

氏 名

助成対象者との続柄 ()

電話番号

次のとおり岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成利用券の交付を受けたいので申請します。

助 成 対象者	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
区分	ねたきり老人 要介護 4 ・ 要介護 5 身体障害者 体幹 1 級 ・ 下肢 1 級			
	在 宅 ・ 入 院			

様式第2（第5条関係）

岩倉市高齢者等リフトタクシー料金助成利用却下通知書

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

年 月 日付で申請のありました、岩倉市高齢者等
リフトタクシー料金助成については、下記のとおり却下します。

記

1 却下理由

様式第3 (第12条関係) 岩倉市高齢者等リフト卓志一料金助成利用券交付台帳

交付番号	氏名	住所	生年月日	区分	交付日	交付枚数			
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
		岩倉市	・ ・	ね・介・障	・ ・				
計				ね 人	介 人	障 人	ね 枚	介 枚	障 枚